

# =====**第7章 手当・年金・給付金**=====

## 手 当

平成30(2018)年4月1日現在

種別	対象者	支払制限	月額・支払月	申請・窓口
在宅重度心身障害者手当	(1) 身体障害者手帳1、2、3級 (2) 療育手帳㊤、A、B (3) 精神障害者保健福祉手帳1級	(1) 本人が市県民税課税 (2) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的措置による福祉手当受給者 (3) 施設入所者	【手当額】 月5,000円 身体障害者手帳1、2級 療育手帳㊤、A 精神障害者保健福祉手帳1級	申請に必要なもの 手帳、通帳 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)
			月3,000円 身体障害者手帳3級 療育手帳B	
			【支払月】 9月、3月	
特別障害者手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方 (1) 身体障害者手帳1、2級及び療育手帳㊤程度の障がい重複している方 (2) 一つの障がいであっても上記(1)と同程度の状態にある方	(1) 所得制限 (2) 施設入所者 (3) 3ヶ月を超える入院	【手当額】 月額 26,940円  【支払月】 5月、8月、11月、2月	申請に必要なもの 診断書(所定の様式)又は手帳、年金支払通知書等の写し(前年の年金収入がわかるもの)、通帳、印鑑、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)
障害児福祉手当	重度の障がいにより、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の方 (1) 身体障害者手帳1級の一部又は2級の一部 (2) 療育手帳㊤相当の方 (3) 上記(1)、(2)と同程度の状態にある方	(1) 所得制限 (2) 施設入所者 (3) 障がいを事由とする年金を受給	【手当額】 月額14,650円  【支払月】 5月、8月、11月、2月	申請に必要なもの 診断書(所定の様式)又は手帳、通帳、印鑑、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)
特別児童扶養手当	次に該当する在宅の20歳未満の障がいのある児童を養育している保護者 (1) 身体障害者手帳1、2、3級又は4級の一部 (2) 療育手帳㊤、A、B (3) 上記(1)、(2)と同程度の状態にある児童	(1) 所得制限 (2) 児童が施設入所中 (3) 障がいを事由とする年金を受給	【手当額】 月額51,700円	申請に必要なもの 診断書(所定の様式)又は手帳、戸籍謄本、通帳、印鑑、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの 窓口 市役所・総合支所窓口 (1ページ参照)
			1級(重度障がい児) 月額34,430円	
			2級(中度障がい児) 【支払月】 4月、8月、11月	
児童扶養手当	離婚、死別等で父親又は母親と生計を別にしていない児童(18歳に達した日の属する年度の3月末日までの児童又は20歳未満で障がいのある児童)を養育している保護者の方、また父親又は母親に一定の障がいがあり、児童を養育している方	(1) 所得制限 (2) 児童が施設入所中 (3) 公的年金を受給 (4) 障がいの状態にある父親又は母親が、対象児童について公的年金で子の加算を受給	【手当額】 (1) 児童1人の場合 ・全部支給 月額42,500円 ・一部支給 収入に応じて 月額10,030円～42,490円 (2) 児童2人の場合 (1)に5,020円～10,040円加算(平成30年8月支給分から) (3) 3人以上の場合 (1)、(2)に3人目以降1人につき3,010円～6,020円加算(平成30年8月支給分から) ※ ただし、受給者又は児童が公的年金等を受給しているときは、その額が児童扶養手当額より低い場合に限り、その差額が手当額となります。	申請に必要なもの 戸籍謄本、印鑑、本人及び家族のマイナンバーがわかるもの ※申請者により必要書類が異なりますので、子育て支援課窓口までご相談ください 窓口 子育て支援課又は各総合支所各児童福祉係  【支払月】 4月、8月、12月 ※支給内容については今後変更になることがあります。

7章

手当・年金・給付金

## 手当を受けられている方へのお願い

手当を受けられている方は、次のようなときには資格喪失となる場合がありますので、必ずご連絡をお願いします。

- (1) 施設に入所したとき
- (2) 障がいの程度が基準に該当しなくなったとき
- (3) 亡くなられたとき
- (4) 病院又は診療所に継続して3ヶ月を超えて入院するに至ったとき  
(特別障害者手当の受給者のみ)
- (5) 20歳になった時(障害児福祉手当、特別児童扶養手当の場合)

また、氏名や住所が変わった場合は、14日以内に届け出てください。

なお、障がいの程度の変更、病院又は施設を退院若しくは退所して再度手当を受けようとする場合は、新たに申請する必要があります。

## 年 金

### 埼玉県心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している保護者が、将来に対して抱いている不安を軽くするため、毎月掛金をかけ、保護者(加入者)が死亡又は重度の障がい状態になった場合、障がい者に年金を支給する制度です。

**加入資格** 障がい者を扶養している保護者で生命保険契約の対象となる健康状態にある年齢が65歳未満(毎年度4月1日時点)の方

**加入口数** 障がい者1人に対して2口まで

**掛 金** 加入時の年齢によります(生活保護世帯等、加入者世帯の課税状況に応じて減免されることがあります)。

加入者の年齢	一口あたりの掛金(平成20(2008)年4月1日以降加入時)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※ 加入者の年齢は、毎年度(4月1日から翌年3月31日まで)の初日における年齢とします。

※ 掛金月額は、制度改正に伴って改定されることがあります。

※ 制度から脱退された場合は、すでに払い込んだ掛金は返還されません。

**年 金 額** 1口加入の場合 月額20,000円

2口加入の場合 月額40,000円

※ なお、加入期間中に障がいのある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます。

- 申請に必要なもの
- (1) 加入等申込書(所定様式)  
(申込書は障がい者福祉課及び各総合支所各社会福祉係にあります)
  - (2) 住民票
  - (3) 申込者告知書
  - (4) 障がいのある方の障がいの種類及び程度を証明する書類

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)

**障害基礎年金**

**内 容** 国民年金の加入者が、病気やケガがもとで一定の障がいの状態になったときに受けられるものです。なお、20歳前に一定の障がいの状態になった方については、20歳になった時(障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日)から受けられますが、本人の所得状況により、一部又は全部が支給停止されることがあります。また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子又は障害等級の1、2級の状態にある20歳未満の子があるときは、加算があります。

**対 象 者**

- (1) 20歳前に障がいの状態になり、20歳に達した日に障がいの状態にある方
- (2) 国民年金加入中に初診日が確認できる、病気やケガで一定の障がいの状態にある方
- (3) 国民年金に加入していた方で、日本国内に住所のある60歳から65歳になるまでの間に初診日があり、国民年金を受給していない方、その初診日から1年6か月以上経過した日(65歳まで)、又は経過以前に治った日に一定の障がいの状態にある方  
ただし、(2)と(3)のいずれかの場合は、初診日前の加入期間のうち3分の2以上保険料を納めているか、免除を受けていることが必要です(2026年3月31日までに初診日があるときは、初診日前の1年間に保険料の納め忘れがなければ、納付要件を満たさなくても受けられます)。

**支 給 額**

障害基礎年金1級 年額 974,125円  
 障害基礎年金2級 年額 779,300円 ※平成30(2018)年4月現在  
 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳到達年度の末日(3月31日)を経過していない子又は障害等級の1、2級の状態にある20歳未満の子があるときは加算があります。

**子の加算額** 平成30(2018)年4月現在

加算対象の子	加算額(年額)
1人目・2人目の子(1人につき)	各 224,300円
3人目以降の子(1人につき)	各 74,800円

- 《窓口》
- |        |           |                         |
|--------|-----------|-------------------------|
| 久喜市役所  | 市民課(総合窓口) | TEL 22-1111 FAX 23-6905 |
| 菖蒲総合支所 | 菖蒲戸籍市民係   | TEL 85-1111             |
| 栗橋総合支所 | 栗橋戸籍市民係   | TEL 53-1111             |
| 鷺宮総合支所 | 鷺宮戸籍市民係   | TEL 58-1111             |

## 特別障害給付金

**内 容** 国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方を対象とした福祉的措置として創設された給付金です。

**対 象 者** (1) 平成3(1991)年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生  
(2) 昭和61(1986)年3月以前の国民年金任意加入者であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者  
(3) (1)、(2)の方で国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障がいに該当する方  
※ 所得によって支給制限となる場合があります。  
※ 老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

**支 給 額** 特別障害給付金1級 月額 51,650円  
特別障害給付金2級 月額 41,320円 ※平成30(2018)年4月現在

《窓口》 久喜市役所 市民課(総合窓口) TEL 22-1111 FAX 23-6905  
菖蒲総合支所 菖蒲戸籍市民係 TEL 85-1111  
栗橋総合支所 栗橋戸籍市民係 TEL 53-1111  
鷺宮総合支所 鷺宮戸籍市民係 TEL 58-1111

## 障害厚生年金・障害手当金

**対 象 者** 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金1級又は2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乘せして障害厚生年金が支給されます。また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金(一時金)が支給されます。  
※ 障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

**支 給 額** 【1級】  
(報酬比例の年金額) × 1.25 + [配偶者加給年金額(224,300円)]  
【2級】  
(報酬比例の年金額) + [配偶者加給年金額(224,300円)]  
【3級】  
(報酬比例の年金額) ※ 最低保障額 584,500円

※平成30(2018)年4月現在

《窓口》 日本年金機構 春日部年金事務所  
〒344-8561 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル4F  
TEL 048-737-7112 FAX 048-737-7039

## 給 付 金

### 難病患者見舞金

**対 象 者** 市内在住で、埼玉県知事から指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、県単独指定難病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方。ただし、障害者支援施設（グループホームを除く）に入所している者は、対象外となります。

**支 給 額** 10,000円

※ 年度に1回申請ができます。4月1日から6月30日までに申請の方は7月に、それ以降に申請の方は随時受付、支払いになります。

申請に必要なもの

#### 新規申請の場合

- (1) 各受給者証
- (2) 印鑑
- (3) 通帳

**継続申請の場合** ※ 継続して該当している方も、毎年度申請が必要です。

- (1) 各受給者証

《窓口》 市役所・総合支所窓口(1ページ参照)